

認定事例

(災害補償課)

消防団行事に参加するため、タクシーで移動中、乗用車に追突され左腕に神経障害を残した場合の障害等級（第14級第9号）

1 災害を受けた者 A県B市 部長（事故発生時56歳） タクシー会社社員

2 傷病名及び程度 左上腕骨骨折、左橈骨神経麻痺

3 災害発生日 平成16年11月7日

4 災害発生状況

平成16年11月7日、午後4時から行われる消防団スポーツ大会に出場するため、他の団員とタクシーに乗車して会場に向かう途中、タクシーの右から来た軽乗用車が衝突した際、左腕を骨折したものである。同日～平成18年6月21日まで通院、平成18年6月21日をもって症状固定した。

5 残存する障害

<担当医所見>

①肩関節（主要運動）の可動域

	左（患側）	右（健側）
屈曲（他動）	150度	180度
外転（//）	150度	180度
内転（//）	0度	0度

②左上肢にシビレ、左手背のシビレ感、左上腕痛、左肩関節痛等

③左上腕に癒痕あり。

【説明】

本件は、左腕上腕骨骨折及び左橈骨神経麻痺

により障害が残存したものであり、その残存障害の程度を、「障害等級の決定について」（昭和51年12月消防消第153号）に基づき、以下のとおり検討しました。

(1) 機能障害について

左肩関節の機能障害については、「肩関節の主要運動となる屈曲又は外転・内転のいずれか一方が健側の4分の3以下に制限されている」と認められた場合、機能障害第12級第6号（1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの）に該当することとなりますが、担当医所見（5の①）より、健側の右肩関節の運動可能領域が屈曲180度、外転180度・内転0度に対して、患側の左肩関節の運動可能領域が屈曲150度、外転150度・内転0度であることから、制限状況は次のとおり、いずれも患側は健側の可動域の4分の3以下（75%）以下に制限されていないことが確認でき、機能障害には該当しないこと。

$$\begin{aligned} \text{屈曲：（患側：左） / （健側：右）} \\ &= 150\text{度} / 180\text{度} = 83.3\% > 3/4 \\ \text{外転・内転：（患側：左） / （健側：右）} \\ &= 150\text{度} + 0\text{度} / 180\text{度} + 0\text{度} \\ &= 83.3\% > 3/4 \end{aligned}$$

(2) 神経系統の障害（疼痛等）について

左上腕部の神経障害については、骨折の状態、症状経過及び治療経過などを勘案すると、症状の将来にわたる残存は否定し難いと捉えられ、その程度は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に相当し、障害等級第14級第9号（局部に神経症状を残すもの）に該当すること。

(3) 醜状障害について

左上腕に癒痕が認められるものの、その程度についてはてのひらの大きさには至らないことから、上肢の露出面の醜状障害第14級第4号「上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」に該当しないこと。

(1)～(3)を踏まえた結果、本件の障害の程度は、神経障害として障害等級第14級第9号と決定しました。

